

平成 28 年 8 月 31 日  
令和 3 年 4 月 1 日一部改正

各指定障害福祉サービス事業者 代表者 様  
各指定相談支援事業者 代表者 様

名古屋市健康福祉局  
障害福祉部障害者支援課長

### 入院中の医療機関からの外出・外泊時における 同行援護等の取扱いについて

平素は、本市障害福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、みだしのことにつきまして、別紙 1 および別紙 2 のとおり厚生労働省より事務連絡  
(以下、国通知という。)の発出がありましたのでお知らせいたします。

また、国通知に基づいて本市の取扱いを変更するにあたり、今般、国に運用上の疑義等  
について確認を行い、次のとおり整理を行いましたので、今後の支援におきましては、次  
の変更歴及び留意点を踏まえた対応をお願いします。

#### 記

#### 1. 対象となるサービス

##### 【障害福祉サービス】

##### 同行援護、行動援護、重度訪問介護

(国通知の記載にあるとおり、今回の変更は、居宅介護については対象ではありません。)

##### 【地域生活支援事業】

##### 移動支援

#### 2. 変更内容

##### 【平成 28 年 6 月 27 日までの取り扱い】

原則として、入院中の方に対するサービス提供は算定の対象となりません。ただし、  
入退院日について、自宅と入院先医療機関との移動については、「その他外出」で利用す  
ることができます。

##### 【令和 3 年 3 月 31 日までの取り扱い】

別紙国通知および下記 3 の留意点のとおり

【令和3年4月1日以降の取り扱い】

入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護、行動援護、重度訪問介護、移動支援（以下同行援護等とする）の取り扱いについては、別紙国通知および下記3の留意点のとおりです。ただし、入退院日について、令和3年4月1日に改正された国の留意事項通知の第二の2（1）⑤の内容に、通院等介助の利用目的について、「病院への通院等（この場合の「通院等」には入院と退院を含む。）を行う場合」と、下線部の内容が追加されたことに伴い、自宅と入院先医療機関との移動については、通院等介助、通院等乗降介助及び同行援護等の「必要不可欠な外出」で利用することを可能とします。

＜変更内容のまとめ＞

変更時期	入退院日の利用		入院中の外泊・外出時の利用	
	利用可能サービス	利用区分	利用可能サービス	利用区分
平成28年6月27日まで	同行援護 行動援護 重度訪問介護 移動支援	その他の外出	利用不可	
平成28年6月28日から 令和3年3月31日まで	同行援護 行動援護 重度訪問介護 移動支援	その他の外出	同行援護 行動援護 重度訪問介護 移動支援	その他の外出
令和3年4月1日から	通院等介助 通院等乗降介護 同行援護 行動援護 重度訪問介護 移動支援	不可欠の外出	同行援護 行動援護 重度訪問介護 移動支援	その他の外出

### 3. 留意点

#### （1）他医療機関受診について（国通知 Q6 関係）

入院先の医療機関には設けられていない診療科の受診については、治療の必要性があり、入院先の主治医等の指示等に基づき行われる場合には、当該医療機関により対応されるべきものと考えられることから、利用できません。

#### （2）今回の通知が適用される施設について（国通知 Q7 関係）

今回の国通知は、医療機関からの外出について整理したものとなります。このため、短期入所についても、「医療型」短期入所が対象となります。福祉型短期入所については、今回の通知の対象外であるため、従前の取り扱いのとおり、短期入所先における外出サービスの利用はできません。

#### （3）対象となる支援の内容

今回の国通知は、外出サービスが対象となります。このため、従前の取り扱いとおり、入院中に自宅内で身体介護、家事援助等の支援(居宅内で利用するサービス)を利用することはできません。

**(4) 支援の範囲について**

本取扱いは、本人の希望に基づく医療機関からの外出を支援するためのものであり、医療機関の看護を代替し、または看護力を補充するための支援を行うものではありませんのでご注意ください。

**(5) 外出の区分について**

入院期間中の外出については、「その他外出」として利用することとなります。

**【お問い合わせ先】**

障害者支援課認定支払係(担当 岩菅)

TEL 052-972-2639